

(3) 実質公債費比率	3.6%
--------------------	-------------

実質公債費比率は、早期健全化基準、財政再生基準のほかにも指標が18%以上になると、村債の発行に際して県知事の許可が必要となり、25%を超えると一部の村債の発行が制限されますが、本村の比率は、これを大きく下回っています。

(算式)

$$\frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \text{ の3ヶ年平均}$$

3ヶ年の平均値をみると1.0ポイントの増加ですが、単年度の比率については29年度から2ポイント以上増加(2.07%→4.36%→4.54%)しました。この原因は、建設事業等の財源に充てた地方債の償還額が増加したことによるもので、学校施設建築や橋梁改修事業などの大型事業の財源に地方債を活用したことにより、今後も3ヶ年の平均値は徐々に増加していくと思われま

(単位：千円)

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
①地方債の元利償還金	265,576	277,444	284,286	307,603	400,517
②準元利償還金	42,654	58,776	68,254	113,845	57,093
一部事務組合等の地方債に充てたと認められる負担金等	2,428	6,171	5,984	9,003	17,002
公債費に準じる債務負担行為に関する支出	1,466	1,637	723	494	318
公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金	38,760	50,968	61,547	104,348	39,773
観光事業	463	11,849	22,655	66,051	-
簡易水道事業	9,238	10,060	9,833	9,238	10,714
下水道事業	29,059	29,059	29,059	29,059	29,059
一時借入金の利子	0	0	0	0	0
③交付税に算入された元利償還金等	284,845	297,954	303,697	321,366	353,313
④元利償還金等の財源に充てられる特定財源	0	0	0	0	0
分子⑤ = (①+②) - (③+④)	23,385	38,266	48,843	100,082	104,297
⑥標準財政規模	2,718,086	2,710,293	2,660,119	2,615,925	2,652,789
⑦交付税に算入された元利償還金等(再掲)	297,954	303,697	303,697	321,366	353,313
分母⑧ = ⑥ - ⑦	2,420,132	2,406,596	2,356,422	2,294,559	2,299,476

単年度比率 ⑤/⑧	0.97%	1.59%	2.07%	4.36%	4.54%
-----------	-------	-------	-------	-------	-------

令和元年度決算の比率(平成29~令和元年度の平均)	3.6%
平成30年度決算の比率(平成28~30年度の平均)	2.6%

令和元年度決算に基づく実質公債費比率 **3.6%** < 早期健全化基準 **25.0%**